# 連合の政治方針

## 1. 連合の政治理念

- ・連合は、労働組合の使命として、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和を基調とする日本 国憲法の理念に沿い、労働基本権をはじめとする人権、自由、平等、民主主義を擁護し、社会 的公正・正義を追求し、平和な社会および男女平等参画社会の実現をめざす。
- ・連合は、政府、政党などとは異なる自主的組織としての主体性を堅持しつつ、目的と政策 を共有する政党および政治家と協力して、労働者とその家族の労働と生活環境の改善をはか り、真の「ゆとり・豊かさ」を実現する。
- ・連合は、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加し、相互に支え合う「働くことを軸とする安心社会」の構築を通じて希望と安心の社会を実現する。
- ・連合は、日本の労働運動の国際的責務を深く自覚し、世界平和の達成と諸国民の共存共栄および地球環境保全のために努力する。

#### 2. 国の基本政策に関する連合の姿勢

#### (1) はじめに

連合は、これまで国際社会の現実とわが国の置かれている立場を直視し、「『国の基本政策』 に関する連合の態度」を明らかにしてきた。2003年の改訂以降、10年が経過し、わが国を取り巻く情勢は、大きく変化している。グローバル経済やICT(情報通信技術)が加速度的に進展し、中国やインドをはじめとする新興国の台頭が顕著になっている。また、アジア地域では軍備増強の動きが続いている。地域紛争、テロ、宗教対立、領土問題、民族紛争等も絶えることなく、世界の平和維持が大きな課題であり続けている。そうした情勢のもとで、連合は当面、国の基本政策に関して以下の姿勢をとる。

## ①国の基本政策についての視点

「国の基本政策」は、国土と国民の生命・財産を守り、国民生活の安全・安定を確保すると ともに、アジア・太平洋地域の安定と世界の恒久平和実現をめざすことを基本にして構想さ れなければならない。

その際、外交・防衛上の観点はもとより、環境、資源・エネルギー、食料、さらには金融システム、さらには働く者の安心・安全といった観点などを含めた、「経済・生活安全保障」という考え方にも照らして構想する必要がある。また、国際的に公正・公平なルールにもとづく経済社会を確立するという視点、さらには、地球的課題などに対する国際協力をはじめ、貧困、人権侵害、テロ、感染症などの様々な脅威の払拭を通じた人間の安全保障の実現や世界平和の実現に向けて積極的に貢献していく姿勢が重要である。

#### ②国の基本政策については国民的コンセンサスを

「国の基本政策」は、国家のあり方そのものである。従って、徹底的な議論を通じた国民的 コンセンサスづくりが必要である。連合は、このような議論に積極的に参画し、コンセンサ スづくりに寄与していく。

#### (2) 憲法問題について

憲法は国家のあり方を規定する最高法規であり、公権力の濫用を防ぎ国民の権利を保障す

るとの理念を基盤としている。連合は、憲法の平和主義、主権在民、基本的人権の尊重の三 大原則を重視し、その貫徹を期す。

その上で、われわれは憲法論議を否定するものではない。国会の憲法調査会においては、 グローバル化の進展や国際情勢の変化、科学技術の進歩、環境問題、情報公開等、様々な視 点からの議論を行っている。とりまく情勢を冷静に見極め、立憲主義や憲法の三大原則の貫 徹を期し、国民的な議論の動向にも注意を払いつつ慎重な対応を図っていく。

## (3) わが国の外交・防衛のあり方について

日本国憲法の遵守、国連中心主義による外交努力を基本に、アジア・太平洋諸国との連携に基づく地域の安定および世界平和の実現に向けて、積極的役割を果たす。

新しい世界秩序形成は、国連中心主義に立ち、国連をはじめとする国際機関を軸として構想すべきである。わが国は国連等にいままで以上に積極的に関与するとともに、国連に改革を促し、役割・機能が強化されるよう求めていく必要がある。

## ①核兵器廃絶・軍縮について

わが国は、世界の軍縮をめざし、核兵器廃絶および臨界前核実験を含む全ての核実験の禁止、生物・化学兵器の全廃、対人地雷の撤去および製造・輸出の全面禁止に向けて、積極的かつ具体的な役割を果たす。

また、わが国は非核三原則を堅持する。

#### ②安全保障について

わが国は、アジア・太平洋地域を形成する一国として、域内における連携の強化をはかり、 地域の安定、発展をめざす。また、海洋・通商国家であるという特性を踏まえ、資源、エネル ギー、食料の確保なども視野に入れた安全保障の強化をはかる。

日米安保条約については、これまで果たしてきた役割を評価しつつ、日米関係を重視する 立場から、今後も維持する。また、同条約における軍事的側面にとどまらず、日米経済関係 に着目した日米経済安全保障の強化をはかるなど、今後も相互受益につながる日米関係をめ ざす。

## ③自衛隊について

国際ルールとして、自衛権は独立国家の固有の権利であることを確認する。自衛隊は、専 守防衛、徹底したシビリアンコントロール、非核三原則を前提としてこれを認め、今後のあ り方として、国民の安心と安全の確保への配慮に加え、世界や域内の軍縮の動向を踏まえつ つ、縮小の方向を指向する。

#### ④日本の米軍基地のあり方について

日本の米軍基地については、存在する基地の役割・機能の再検証を通じ、整理・縮小を進めるとともに、日米地位協定の抜本的見直しをめざしていく。

特に、著しく沖縄に偏った基地提供の実態を踏まえ、速やかに日本全体での沖縄の痛みの分かちあい(沖縄の過重な負担の軽減)を進めるため、政府に対し、地方自治体や県民との十分な意思疎通をはかり、国民全体の問題として考えていくよう求めていく。

米軍基地問題は、基地の整理・縮小、日米地位協定の抜本的見直しに加え、それに伴う跡 地利用策と雇用対策に加え、経済対策が確保されなければならず、そうした総合的な対応を 政府に求めていく。とりわけ沖縄においては、古くから豊かな国際交流の歴史を持ち、現在、 発展が著しいアジアに最も近いという特性を活かした国際交流拠点としての整備や、様々な 特区構想など、将来に希望の持てる産業や文化・学術等の振興策の推進とその確保を政府に 求めていく。

## (4) わが国の経済社会のあり方について

わが国は、グローバル化が進展し、少子高齢化やICT化が進行するなかで、雇用の安定を確保しつつ、環境、資源・エネルギー、食料、通貨・金融、格差・貧困問題などの地球的課題の解決に挑戦し、国際経済とも調和した、持続可能な成長を、秩序ある市場経済のもとで追求していかなければならない。

1980年代以降台頭した市場万能主義、新自由主義的政策やグローバル金融資本主義の暴走は、格差や貧困、社会の不条理を拡大させた。2008年のリーマン・ショックに端を発した世界同時金融危機は、これらの政策の欠陥を明らかにし、根本から問い直させる大きな機会となった。金融政策の国際協調をはじめ、市場の失敗を補完・補正しうる内外の経済的・社会的枠組みを確立することが不可欠である。

国際経済面では、WTOの理念を念頭に置きつつ、透明性の高い市場システムのもとで、 公正な貿易と投資のルールを確立し、各国経済の持続可能な発展に寄与すべきである。これ らのルールについては、労働基本権や基本的人権など、国際的に普遍的な労働に関する原則 が包含されるべきであることは論をまたない。

わが国は、地球的課題や、高齢化など先進国共通の課題の解決に向け、研究開発や技術革新に重点的に取り組み、その成果を新たな成長の原動力にすることが重要である。併せて、開発協力、技術協力、国際的ルールづくりなどに積極的に取り組み、国際社会に貢献することが求められる。

こうした経済システムの上に、公正なワークルールとディーセントワークを確立し、連合の目指す「働くことを軸とする安心社会」を築き上げていかなければならない。

## 3. 連合の求める政治

- ① 連合は、左右の全体主義を排し、民意が適正に反映されて、健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立を求める。
- ② 連合は、労働者や国民の立場を踏まえ、生活者を優先する政治・政策の実現を求める。
- ③ 連合は、与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立が重要であると考える。そのため、政権交代可能な二大政党的体制をめざす。
- ④ 連合は、癒着のない透明でクリーンな政治の実現を求める。
- ⑤ 連合は、不正や違反を許さず自己改革力を備え持つ政治の実現を求める。
- ⑥ 連合は、国民主権にもとづき、公共サービスの果たすべき責任と役割を踏まえ、政治主導によって、国や地方自治体における行政の不断の改革を求める。
- ⑦ 連合は、地方分権を推進する政治の実現を求める。
- ⑧ 連合は、国際紛争、環境保護、貧困問題など国際的な課題の解決に積極的に役割を果た す政治の実現を求める。
- ⑨ 連合は、外交を通じて、わが国の国益と安全をおびやかす課題に主体的に対応する政治 の実現を求める。

#### 4. 連合の政治的役割と政治活動

# (1)連合の役割

① 連合は、労働者を代表する社会的組織として「力と政策」を強化し、「働くことを軸とす

る安心社会」を構築する手段として、政治活動に積極的に取り組む。

- ② 連合は、「働くことを軸とする安心社会」について理解を深める情報を政治家、国民に向けて発信し、社会の合意形成の中心的役割を担う。
- ③ 連合は、労働者の立場に立った政党および政治家との連携を強化し、またそうした政党および政治家への組合員の支持拡大をはかる。
- ④ 連合は、連合の綱領、基本目標等を定めた「連合の進路」を基本とした政治を実現するための政治勢力の結集をめざす。

# (2) 連合の政治活動

# ①政治活動の必要性

- a. 労働組合の基本目的である「雇用と生活の安定」を実現するためには、企業内での生活 諸条件改善への取り組みだけでは不十分であり、国・地方の政策・制度の改善・改革をめざ した政治活動に取り組むことが不可欠である。
- b. 労働組合が政治活動に取り組む上では、組合員ひとり一人が政治に対する意識を高め、 政治活動へ自ら参加することが欠かせない。そのため連合は、組合員が連合の政治理念や政 策を共有できるように努める。さらに、その実現に向けて支援できる政党および政治家への 政治・選挙活動に積極的に参加できるよう取り組む。

#### ②政策・制度の実現に向けて

- a. 連合は、審議会等の政府・地方自治体の諮問機関への参加、支援している政党および政治家と連携した院内外の活動、政府・地方自治体などへの働きかけを通じて連合の求める政策・制度の実現をはかる。
- b. 連合は、政策・制度実現の取り組みに際しては、政党、市民グループや諸団体などとも連携を強めて、世論喚起、大衆行動を行う。
- c. 連合は、政策実現に関わる政治・選挙活動支援を行う際、法令遵守はもちろん社会通念 上も節度を持った活動支援を行う。
- d. 組合員は、連合の政策実現に関わる政治活動への関心を自主的に高め、日頃から政治活動に関わるよう努める。

#### ③ 政党および政治家との関係

- a. 連合は、「働くことを軸とする安心社会」を築くために、労働組合と連携して活動することができる政党および政治家に対して、活動支援・協力を行う。
- b. 連合は、政党の理念や綱領に掲げるめざすべき社会像、さらには国の基本政策において 進むべき方向性を共有する政党を支援する。
- c. 連合は、政策協定を結んだ政党・政治家に対して、日々の政治活動において、労働者の視点に立って、政策の実現をめざしていくことを求める。
- d. 構成組織は、連合の政治理念や政策、さらにそれぞれの組織の掲げる政策に理解を示し、 その実現に向けて協働できる政党および政治家との連携を強化する。
- e. 地方連合会は、連合の政治理念や政策を共有し、さらにそれぞれの地域の抱える課題の解決に向けて協働できる政党および政治家との連携を強化する。